

# 地域公共交通会議

## 【主宰者】

一又は複数の市町村が共同  
都道府県単位又は都道府県が複数の市町村と共同

## 【構成員】

市区町村、都道府県、旅客自動車運送事業者(又はその団体)、住民代表、利用者代表、地方運輸局(又は支局)、旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体、道路管理者、都道府県警察、学識経験者 等

## 【目的】

・地域住民の足の確保、観光振興等の観点から地域のニーズに対応した交通のあり方を協議

事業者へ委託すること  
なった場合

新4条に基づく乗合事業者による運送  
(現21条コミバス等含む)  
事業許可又は事業計画変更認可

運賃認可の届出化

道路管理者・警察への意見照会の簡便化

標準処理期間の短縮

・路線変更認可の迅速化 等

事業者によることが困難な  
場合

新79条に基づく自家用自動車による  
有償運送(市町村運営バス)  
登録(更新制)

輸送の安全・利便の確保

・一定の講習の修了(運転者)  
・運行管理体制、事故処理体制  
・運送の対価の揭示義務 等

事後チェック

・事業改善命令、行政処分 等